

徳島県告示第六百五十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
とくしまネットワーク図書館システム運用保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立二十一世紀館
徳島市八万町向寺山
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年九月三十日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社
東京都港区東新橋一丁目五・二
- 五 契約金額
六十一万五千三百四十円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号